

【答申の概要】 諮問第176号「富士モデルの患者紹介システムに係る紹介状の非開示決定に対する異議申立て」

件名	富士モデルの患者紹介システムに係る紹介状の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	一般科医療機関から実施機関に送付された富士モデルの患者紹介システムに係る紹介状（平成19年1月から本件に係る開示請求が行われた平成23年12月28日までに送付された607通）
非開示理由	条例第11条第2項（全部非開示）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成24年3月30日
主な論点	対象文書を全部非開示とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の性質及び内容

実施機関は、平成18年度から、働き盛り世代男性向けのうつ・自殺予防対策の確立を目指し、富士市医師会、富士市等の関係機関との協働により、「富士モデル事業」に取り組んでいる。

当該事業は、不眠症状からうつ病の気づきを高める「睡眠キャンペーン」と、不眠が継続している中年男性（うつ病のハイリスク者）を一般科医療機関（かかりつけ医・産業医等）から必要に応じて精神科医療機関につなげる「紹介システム」を、二本の柱としている。

本件公文書は、紹介システムにおいて、一般科医療機関が精神科医療機関宛てに作成する3枚複写の紹介状のうちの3枚目で、同システムの稼動開始時期である平成19年1月から本件に係る開示請求が行われた平成23年12月28日までに一般科医療機関から実施機関へ送付された607通である（なお、以下で紹介システムにおける紹介状様式自体を個別に示す場合については、それぞれ、一般科医療機関が保管するもの（1枚目）を「一般科医療機関保管用紹介状」、一般科医療機関から精神科医療機関へ提出するもの（2枚目）を「精神科医療機関提出用紹介状」、一般科医療機関から実施機関へ送付するもの（3枚目）を「実施機関送付用紹介状」というものとする。）。

そして、実施機関送付用紹介状には、①紹介状作成日、②紹介先精神科医療機関の名称及び医師名、③紹介元一般科医療機関の名称、所在地、電話番号及び医師名、④患者の年齢、性別、職業、受診主訴・経過及び治療状況、病状、生活病状（ストレスの状況）並びにその他の事項が記載されている。

2 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）について、条例第7条第2号本文の非開示情報（個人情報）に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないこと、第3号の非開示情報（事業活動情報）に該当すること、及び第6号の非開示情報（事務又は事業に関する情報）に該当することを主張し、一方、異議申立人は、条例第7条第2号ただし書イに該当することなどを主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関送付用紹介状は、一般科医療機関保管用紹介状、精神科医療機関提出用紹介状とは異なり、氏名、住所及び生年月日の記載部分が除かれているものであるが、実施機関の意

見書に添付された本件公文書の一部を当審査会で見分したところ、勤務先名称や役職などが記載され特定の個人を識別できるものが含まれていることが認められた。

また、その余の特定の個人を識別することまではできないものについても、医師が作成する紹介状が複写されたものであり、カルテに記載されるような患者の病状、治療状況等、患者個人の生命、健康等に直接関わる機微にわたる私的な情報が記載されているため、本件情報は、全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

この点、異議申立人は、紹介先医療機関の名称が記載された部分の開示を特に求めているが、一般的には医療機関の名称、所在地等の情報（以下「医療機関情報」という。）は医療機関が事業活動を行う上で公にされているとはいえ、本件公文書に記載された医療機関情報は、富士市という限定された地域において患者がどこの医療機関で診察を受け、その後どこの医療機関に紹介されたかを知りうる情報であることから、患者の個人情報（条例第7条第2号本文）に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

異議申立人は、実施機関がこれまで富士モデルの事業効果の検証を行っていないため、紹介を受けた精神科医療機関に関する情報の開示を求めて当該医療機関の情報を入手し、自分たちが検証作業を行うことで、真の自殺の原因がつかめ、多くの人命を救うことになり、その意味において、条例第7条2号ただし書イに該当し、公にすることが必要であると認められる情報になるとしているため、以下検討する。

条例第7条第2号ただし書イは、個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。

そして、公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

これを本件についてみると、精神科医療機関への紹介状という性質を有する本件公文書に記載された内容は、人の生命、健康に関係したものであるとはいえ、およそ精神科医療機関への患者紹介行為自体が人の生命を侵害したり健康に悪影響を及ぼすことに直結するとまでは認められず、本件公文書について開示がなされたとしても、一般科医療機関受診時の情報として患者の病状や紹介元及び紹介先の医療機関の名称等の情報が明らかになるだけであって、そのことから直ちに、富士モデルの事業効果の検証が可能となったり、自殺者を減少させることが可能となったりするわけではない。

他方で、本件情報は、カルテに記載されるような患者の病状、治療状況等、個人の生命、健康等に直接関わる機微にわたる私的なものであることから、公にすることにより、著しく患者の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、開示することにより保護される利益が開示しないことにより保護される利益を上回るものとはいえ、条例第7条第2号ただし書イの情報に該当するとは認められない。